

議 長 日程第5「議案第54号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第54号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、2つございまして、1つ目が個人町民税の文言の改正、2つ目が固定資産税に関するものでございます。再生可能エネルギー設備整備推進のため、地方税法の改正により、わがまち特例の条項を追加、廃止及び特例割合の修正をし、条例で引用している地方税法の条ずれ等を整備するものでございます。特に、再生可能エネルギー設備につきましては、発電量に応じ2つに分けられ、より軽減がされているところでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。まずですね、個人町民税の個人均等割の非課税の規定でございます。税制上の定義の変更があったため、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。これは文言の改正のため、特に税額の改正には影響はございません。

次に、附則第13項固定資産税の課税標準の特例でございます。第1号は、水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液処理施設でございますが、地方税法が3分の1から2分の1に改正されたことにより、地方税法に準じ改正するものでございます。次に現行のですね、第3号につきましては、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設に対する規定でございますけれども、これは対象期間が終了したということのため、廃止をしています。第3号を廃止したことにより繰り上がった改正後の第3号は、地方税法の号ずれによって第7

号を第6号としております。改正後の第4号は、特定都市河川浸水被害対策法により設置された雨水貯留浸透施設で、地方税法に準じ3分の2から4分の3に改正するものでございます。

1枚おめくりをお願いします。次に改正後の第7号から第14号は、新たに追加され、再生可能エネルギー設備の規定でございます。第7号は出力5,000キロワット以上の水力発電設備で、特例割合は3分の2。第8号は出力1,000キロワット未満の地熱発電設備で、特例割合は3分の2。それから第9号は出力1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備で、特例割合は3分の2。第10号は出力1,000キロワット以上の太陽光発電設備で、特例割合は4分の3。第11号は20キロ未満の風力発電設備で、特例割合は4分の3。第12号は出力5,000キロワット未満の水力発電設備で、特例割合は2分の1。第13号は出力1,000キロワット以上の地熱発電設備で、特例割合は2分の1。第14号は出力1万キロワット未満のバイオマス発電設備で、特例割合は2分の1となっています。第15号から19号は、号の追加による号ずれの改正及び第19号につきまして地方税法の号ずれにより、第4項を第2項とするものでございます。町内事業者です、現在対象となる設備がございませんので、今のところ税額に影響はないということでございます。

最後にですね、議案本文の2ページをごらんください。施行期日でございます。第1項で、公布の日からとし、第10条の個人均等割の非課税の規定につきましては平成31年の1月1日から、第2項及び第3項では、個人町民税及び固定資産税に関する経過措置としまして、平成30年度までは従前どおりとし、平成31年度以降の個人町民税及び固定資産税に適用する旨を規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。議案第54号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。